平成２８年（フ）第６２２号
仙台市青葉区木町３番15号　プログレス木町203、従前の住所仙台市青葉区立町17番18―906号
債務者　山田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の39　セジュールエム101、従前の住所仙台市青葉区赤坂３丁目12番地の10
債務者　庄子　祐子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６４号
仙台市太白区向山２丁目12番１号　ベルグコーポ１―206、従前の住所福島市笹谷字中條17番地の13　メゾンコスモＡ３号室
債務者　遠藤　純平
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
秋田県湯沢市稲庭町字大谷125番地
債務者　佐藤　泰則
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３０５号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3873番地８　ガーデンベル202号
債務者　後藤　道夫
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３０６号
茨城県鉾田市借宿286番地１
債務者　松尾　憲幸
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３１３号
茨城県久慈郡大子町頃藤5002番地、住民票上の住所茨城県那珂市瓜連1445番地１　市営静駅前住宅２－１
債務者　川島　智子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３２８号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅56棟４Ｆ７号
債務者　島根　公通
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３４６号
茨城県ひたちなか市大字東石川3414番地11
債務者　佐藤　勝彦
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２３６号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野１丁目17番地３　サンクレイドル荒川沖601号
債務者　猿谷　哲夫
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８０号
群馬県桐生市広沢町６丁目60番地の１　パレス21Ａ104
債務者　遠度　秀則
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第４３号
千葉県長生郡長南町岩川750番地10
債務者　橋本　和子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
千葉県勝浦市松部1127番地の２
債務者　吉野　聖子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
千葉県夷隅郡大多喜町大戸588番地１
債務者　渡邉健太郎
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
新潟市東区竹尾２丁目３番13号
債務者　遠藤　　宣
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７０号
新潟市中央区関南町９番25号
債務者　広瀬　富雄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７４号
新潟市中央区旭町通２番町5239番地27
債務者　木下　　博
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部